

海外農業開発

OVERSEAS AGRICULTURE DEVELOPMENT

No. 2 季刊/1976年2月

シリーズ②アジア発展途上諸国の農業基本法
マレーシアの土地法
加賀美 充 洋
☆ 開発途上諸国の農林業
新生「パプア・ニューギニア」の自然
瀬川 孝 吉
揺れ動くタイの農村と社会
野中 耕一
フィリピンバナナの現場をみて
大戸 元 長
海外農業開発に不動の体制
小林 順 造
食糧不足に関する一アジア人の見解
D. L. UMALI

目

次



オイルパームの集荷（マレーシア）

シリーズ②アジア発展途上諸国の農業基本法

マレーシアの土地法	加賀美 充 洋	2
-----------------	---------	---

☆開発途上諸国の農林業

新生「パプア・ニューギニア」の自然	瀬 川 孝 吉	10
揺れ動くタイの農村と社会	野 中 耕 一	15
フィリピンバナナの現場をみて	大 戸 元 長	20
海外農業開発に不動の体制	小 林 順 造	24
食糧不足に関する一アジア人の見解	D. L. UMALI	27
新刊紹介・旧刊発掘		29
海外農業開発関係資料(2)		30
「海外農業セミナー」バックナンバー		30

シリーズ② アジア発展途上諸国の農業基本法

マレーシアの土地法 大きいイギリスとイスラム教の影響

アジア経済研究所・研究員

加賀美 充 洋

I はじめに

マレーシア農業の土地所有、協同組合、農業金融及び流通に関して、法制面から見ると、別表に要約される法律が存在する。先づ土地に関しては、マレーシアの場合、イギリスの植民地統治の影響と、イスラム教の影響を見逃すことができない。

19世紀後半から1957年のマラヤ独立までの間、イギリスは、シンガポール、ペナン及びマラッカを直轄植民地^{注1} (Crown Colonies) とした。ペラ、スランゴール、ヌグリスンビラン及びパハンのマレー連邦州ならびにジョホール、ケダー、ブルリス、クランタン、トレンガヌ及びブルネイの非連邦州の両者は、法律的にはイギリスと分離していてスルタンの統治領であるが、政治的にはイギリスに従属する地域として統治が行なわれた。直轄植民地の土地は、1886年のCrown Lands Ordinanceに従い、マレー連邦州のスルタン領に関しては、土地はスルタン(藩王)に帰属するが、各州に派遣されたイギリス人の駐在官(British Resident)が

実質的に権限を有していた。また連邦州は、1911年のThe Land Enactmentや1926年のThe Land Codeを持ち、非連邦各州も独自の土地法を持っていた。1957年の独立に際して連邦憲法はこうした歴史的背景を基に州政府の自治性を認め、土地は州政府の権限に属しているので、連邦政府の土地に関する政策は、全て州政府の承認を必要とすることを明記している(連邦憲法第6部第4章)。

次にマレー人保留地(Malay Reservation)の問題がある。これは、複合民族国家において従来から住んでいるマレー人^{注3}の特権を守るため、イギリス人の駐在官がスルタンの同意により、州地のいかなる地域もマレー人のために保留地と定めることができるもので、保留地内にある土地はマレー人以外の者に移転又は貸付けしてはならない。この法令は、連邦州においては1933年の「マレー人保留地令」により、非連邦州では州により異なるが、例えばジョホール州では1936年に同種の法令が制定された。このマレー人保留地は独立後も憲法によって守られ(連邦憲法第89条)、1965年の「国家土地法典」(別表1-(1))でもその地位は確保されている。

注1) 実際には1948年にペナン及びマラッカはマレー連邦州と共にマラヤ連邦を結成。なお土地法等の参考文献として、C. K. Meek, Land Laws and Customs in the Colonies, 1945

及びD. S. Y. Wong, Tenure and Land Dealings in the Malay States Singapore University Press, 1975
がある。

注2) 連邦政府が州政府の土地行政及び開発を調整することができるようになったのは別表1-(3)で設立された連邦土地開発庁により国家土地評議会の場を通してである。

注3) ここで「Malay」とは、厳密な定義はないが、マレー人に属し、マレー語を話し、イスラム教徒である人々を指す。

表 マレーシアの農業及び土地関係法

I 土地所有に關係する法律
(1) National Land Code (Act 56 of 1965) (1965年國家土地法典) (2) Padi Cultivators (Control of Rent And Security of Tenure) Act (No. 43 of 1967) (1967年米作農民法(小作料統制及び小作權の安定のための)) (3) Land Development Ordinance, 1956 (1956年土地開發令) (4) Land (Group Settlement Areas) Act, 1960 (1960年土地(集團入植地)法) (5) National Land Rehabilitation and Consolidation Authority Act, 1966 (1966年國土復興統合庁法)
II 協同組合に關する法律
(1) Co-operative Societies Ordinance, 1948 (1948年協同組合令) (2) Farmers' Association Act, 1967 (1967年農民組合法) (3) Farmers' Organization Act, 1973 (1973年農民団体法)
III 農業金融及び流通に關する法律
(1) Bank Pertanian Malaysia Act, 1969 (1969年マレーシア農民銀行法) (2) Federal Agricultural Marketing Authority Act, 1965 (1965年連邦農業市場庁法) (3) Lembaga Padi Dan Beras Negara Act (National Padi and Rice Authority Act) 1971 (1971年全国稻米庁法) (4) Rubber Industry Smallholders Development Authority Act (Act 85 of 1972) (1972年小農ゴム開發庁法)

イスラムの均分相続法は、マレーシアの土地所有を細分化するという結果をもたらした。よってこの国における土地改革はいかに生産効率の悪い細分化された土地を、経済規模に見合った大きさにまとめるかという問題になる。対策として、法律により土地の細分を制限することも試みられた。古くはクランタン州における1938年の土地法で、0.25エーカー以下の細分を禁止した。最近では、65年の「国家土地法典」で農業用地の1エーカー以下の分筆(Subdivision)を認めない条項や、別表のI-(3),(4),及び(5)等の法律において、様々な制限ないし土地の効率利用についての条項を設けている。

農業における土地所有の形態をみると、ゴム、オイルパーム及びココナッツ等の多年性作物を栽培している農家は、土地保有者(Proprietor)^{注4}がほとんどを占め、米作では小作(tenant)が約5割(1960年のセンサスによる)を占めている。また野菜等の栽培には、一時的占有権免許(temporary occupation Licence、後述するが鉱山や公共用として取っておかれた土地で、まだ未使用の土地を臨時に耕作する許可を得る)を持った農家が多い。

地代に関しては、1955年の「米作農民令」、Padi Cultivators (Control of Rents and Security of Tenure) Ordinance及び67年の「米作農民法」「別表I-(2)」により年当地代の上限に枠をはめている。67年の法律によると、先づ水田を三階級にランクづけし、一級地に関してはエーカー

当り140ガンタン^{注5}、二級地は115ガンタン、及び三級地は70ガンタンの小作料とした。またこの法律は小作契約の更新に際して、更新料(tea-moneyといわれる)を払う習慣を禁止した点に特徴がある^{注6}。一般にマレーシアの地主・小作関係は、掘井の調査^{注7}に見られる如く、その関係が血縁を主とし、口頭の約束であるものから、近代的な契約に基づく血縁を離れた関係へと移行していくのが見られる。

さて本稿においては、別表の農業関係法のうち、土地に関して最も重要で基本的な、「1965年国家土地法典」をとりあげ、簡単な解説を行なうこととする。なお筆者は、法律の専門家ではないので、文中の記述につき多くの人々のご教示を頂ければ幸甚である。

Ⅱ 国家土地法典

前述したようにマレーシアの土地法は、英領直轄植民地、マレー連邦州及びマレー非連邦州の各州でそれぞれ独自の法律を持っていたが、1963年のマレーシア結成(西マレーシア、シンガポール、サバ及びサラワク)、1965年のシンガポールの分離独立を経て、1965年に新しい土地法典^{注8}、National Land Code(Act 56 of 1965)が成立した。この法律は、西マレーシアの11州、即ちジョホール、ケダー、クランタン、マラッカ、ヌグリスンピラン、パハン、ペナン、ペラ、ブルリス、スランゴール及びトレンガヌの

注4) 州当局より移譲された土地の保有者としてその保有権が登録された個人又は組織を指す。

注5) 1ガンタンは約2・5キログラム

注6) この「米作農民法」は、1972年時点でブルリス、ケダー、ペラ、クランタンの4州で採用されている。

注7) K. Horii "The Land Tenure System of Malay Padi Farmers" The Developing Economies, Vol. x March 1972, No. 1, Institute of Developing Economies

注8) ペナン及びマラッカに関しては、1963年のNational Land Code (Penang and Malacca Titles) Act, 1963がある。

各州に統一的な土地法を制定したもので、土地所有、保有権の登記、土地の譲渡、賃貸借、担保及び地役権などの土地に関する諸規定を含んでいる。

法典の目次の細かい部分を除いて再録すると以下のようにになっている。

第1編 総 則 (第1条—第61条)

第1部 予備規定

第2部 行 政

第3部 州当局 (State Authority) の権限

第2編 土地の処分 (disposal) (第62条—第92条)

第4部 移譲 (alienation) 以外の処分

第5部 移譲による処分

第3編 移譲された土地—付帯事項及び所有権の登記 (第93条—第204条)

第6部 地代 (rent)

第7部 権利 (interest) に関する条件及び制限事項

第8部 失権 (forfeiture)

第9部 分筆 (sub-division), 分割 (partition) 及び合併 (amalgamation)

第10部 最終土地保有権 (final title) の登記簿の作成と管理

第11部 条件付保有権 (qualified title)

第12部 保有権の放棄 (surrender)

第4編 移譲された土地—取引 (dealings) (第205条—第339条)

第13部 序 則

第14部 譲 渡 (transfers)

第15部 賃貸借と不動産権 (tenancies)

第16部 担保 (charges) とリーエン

(liens)

第17部 地役権 (easements)

第18部 取引の登記

第19部 取引に関する制限

第5編 移譲された土地—補足事項

(第340条—第374条)

第20部 保有権および権利は無効にしないこと (indefeasibility)

第21部 共有 (co-proprietorship) 及び信託 (trusts)

第22部 死亡及び破産による移転 (transmission)

第23部 保有者不在の場合の復帰 (reversion)

第24部 自然の境界を持つ土地の再測量

第25部 建物の再分

第6編 一般規定及び雑則 (第375条—第447条)

第26部 登記官の一般的権限と義務

第27部 調査 (searches)

第28部 収税官の通行権 (Collector's Right of Way)

第29部 測 量

第30部 法定機関の土地登記

第31部 裁判所の管轄権

第32部 罰 則

第33部 書類の送付及び公告

第34部 その他

第35部 廃止 (repeals), 経過規定及びその他

1. 州当局の権限について

この法律は、連邦憲法により定められた国家土地評議会 (連邦憲法第91条) の承認を経て施行されるが、適用除外例として Trengganu

Settlement Enactment 1356, Padi Cultivators Ordinance 1955, Kelantan Land Settlement Ordinance 1955, Land (Group Settlement Areas) Act 1960, マレー人保留地, スルタンの領地, 鉾山に関する法律, イスラム法に基づく習慣, 及び慣習法^{注9}による規定に関しては影響を与えない。また従来からある土地に関する法律に関しては, この法典の発効以前の運用についてはそれを妨げるものでない。

前述したように同国では土地に関しては州が権限を持っている。州当局 (State Authority) で, 州の the Ruler もしくは Governor を指す) は, 土地の行政区域を決め (第 11 条) 土地・鉾山長官 (Commissioner), 登記長官 (Registrar of Titles), 測量部長 (Chief Surveyor) の下に登記官, 測量官, 収税官等の役人を任命する (第 12 条)。州当局は, この法律を施行する際の細則を設ける権限を持ち, それらは以下の項目を含んでいる (第 14 条)。

- ①州有地^{注10} (State land) に対する各書類の様式,
- ②一次的占有権免許及び岩石の採掘や除去に関する許可証の発行, また第 427 条^{注11} による動物の放牧許可証の発行,
- ③保護地 (Reserved land) の管理と, ^{注12} 第 63 条に基づくその賃貸,
- ④この法典に基づき売られるように定められた土地の競売,

- ⑤この法典に基づいて移譲される土地の地代と権利金 (Premium) に関するレートの設定,
- ⑥許可証 (Permits) やライセンスの代金,
- ⑦事務手数料
- ⑧審査費用
- ⑨州当局に入る地租 (Land revenue) ^{注13} の払われる場所とその担当官,
- ⑩地租に関する徴収, 免除, 割りもどし, 及び分割払い等,
- ⑪担当官の任務,
- ⑫その他執行上必要な諸手続き。

第 40 条は土地^{注14}の財産が州当局に属することを定めている。即ち州域内にある全ての州有地及び州当局によって特に処分が行なわれていない州内のいかなる土地にある, 全ての鉾物, 岩石に関して州当局は権利を有する。次に第 41 条は州当局が第 40 条に定められた財産及び保護地と鉾山 (mining Land) ^{注15} の処分に関する権限を持ち, 移譲された土地及び保護地の復帰に関する権限を有することを規定している。州当局は処分に関して, ①州有地の移譲, ②州有地を保護地と設定しその賃貸, ③州有地, 保護地及び鉾山の一時的占有を認めること, 及び④保護林を除いていかなる土地からの採石やその移動に関する許可等の権限を持っている。しかし, 州当局はこの法律では次の権限を持たない。即ち, ①鉾業のための土地処分 (Mining Enactment で制約されるので), ②金属あるいは鉾物を得るための岩石の採掘, 及び③森林資源の伐採を目的とした土地処分 (第 42 条)。

注 9) 例えば, ヌグリスンビラン州の一部では昔から女性だけが土地保有権を所持, といった慣習があつた。

注 10) 州有地とは州内の全ての土地で川底, 州域に属する海の汀地, 海底を含むが, ①移譲された土地, ②保護地, ③鉾山, ④保護林区を除いたものをいう。

注 11) 427 条は, 州有地, あるいは保護地で動物を放牧する場合には許可が要り, それに違反すると 50 ドル以下の罰金に処せられることを指す。

注 12) 公共の目的のために州当局が指定し, とつておかれている土地

注 13) 州当局に入る土地に関しての全ての収入で, 移譲した土地の地代, 権利金, 許可証の代金等を指す。

注 14) 土地は, 地表及び地中に生じた天然の産物 (鉾物, 草木等), 及び水に覆われた土地を含む。

注 15) 鉾業に関する成文法により, 鉾業のための借地契約, あるいは証明書が発行されている所のいかなる土地を指す。

ここで土地処分の対象となる人あるいは組織は以下のようなものを指す(第43条)。

- ①未成年でない自然人,
- ②土地保有のできる法人,
- ③外交特権条令(Diplomatic and Consular Privileges Ordinance 1957年)によって認められた国家, 政府, 機関あるいは人々,
- ④その他成文法により土地保有を認められた組織。

これらの人あるいは組織は, 処分された土地内にある岩石を動かし, 平地にし, 木を切ったりすることはできるが, それを境界を越えて運びだすには許可を必要とし, 又鉱物資源を採ることはできない(第45条)。

移譲された土地は, ①土地保有権証書に明記された期間の終了, ②地代の未納や条件の違反等による失権, ③後継者のいない土地保有者の死亡, あるいは土地保有者の権利放棄(abandonment), 及び④保有権の権利放棄(Surrender), により州当局に保有権が復帰する。保護地は州当局がその取消し(第64条)によって保護地でなくすることができ, 保護地の賃貸, 及びこの法典に基づいて発行されたライセンスや証明書もその満期によって終了することはもち論, 期間中でも第14条による州当局の作った細則により終了させることができる。またライセンス等は, その有効期間中でも, 保有者の死亡または組織の解散により失効する(第46条)。

州当局は, 移譲された土地の権利に関してその条件の変更や, 除去等の権限を有し, またその期間についても変更することができる(第50条)。
ところで, この法典に言う土地とは, 海岸線よ

り上の陸地, 及び海辺の汀地(満潮線と干潮線との間の部分)と海底に分られる。そのうち海岸線より上の陸地は, ①市街地(Town land), ②村落地(Village land) 及び③田舎の土地(Country land, 即ち①及び②に属さない土地を指す)に分類され(第51条), 土地利用の面からみると, 「農業」^{注16}用, 「建造物」用及び「工業」用に分けられる(第52条)。

2. 土地の処分について

州当局は, 公共の目的のために州有地の一部を保護地と指定することができ(第62条), その保護地の全部あるいは一部を, 21年を超えない期間において賃貸することができる(第63条)。

土地の一時的占有権は, 州当局によって与えられ, ①州有地, ②鉱区でその時点でまだ鉱山として使われていない土地, 及び③その時点でまだ公目的に使用されていない保護地, を一時的に使うことが許される(第65条)。但し期間は, ライセンスが発行された年の12月31日までであるが, 公やけの展覧会とか興業などの場合には, それが適当と思われる期間まで許される(第67条)。この一時的占有に対するライセンスは譲渡し得えない(第68条)。

州有地の移譲(alienation)による土地処分とは, 以下の点を考慮に入れたものである。

- ①期間は, 永久かあるいは99年を超えない期間^{注17}
- ②年間地代の支払い,
- ③州当局が免除を認めた特別の場合を除き権利金の支払い,
- ④第52条による土地利用の分類,

注16 〃農業〃は樹木の栽培、造園、牧畜、養魚を含む。

注17 永久に与えられた土地は譲与(grant)と言われ登記所タイトルを持つが必ずしも自由保有地ではなく、年間地代を納めなければならないし、又この法典によつて規定される条項に拘束される。又移譲の場合は60年と99年の期間が多い。なお本文中alienationは移譲、transferは譲渡と訳している。

⑤ 権利に関する諸条件や制限事項、

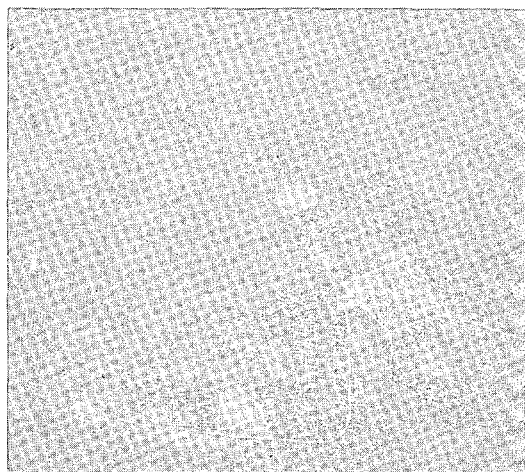
但し海岸の汀地及び海底は 99 年以内の期間でしか処分できず、またこの法律が施行される前に移譲された土地には④は適応されない(第 76 条)。

移譲された土地の保有権は、最終保有権

(final title)と条件付保有権(qualified title)があり、前者は登記所タイトル(Registry title)と土地管理所タイトル(Land office title)に分けられる。後者は測量が終了していないか、あるいは従来の土地法によって測量され、測量部長が認めたという手続きをすましていない場合に与えられる。登記所タイトルは、①市街地あるいは村落地、②田舎の土地のうち 10 エーカーを越える区画、及び③海岸の汀地あるいは海底に対して与えられ、土地管理所タイトルは、10 エーカー以下の田舎の土地に対して与えられる。但し州当局が田舎の土地の内 10 エーカー以下の区画でも必要と認めた場合には、登記所タイトルを与えることができる(第 77 条)。

3. 移譲された土地について

移譲された土地の地代は、州当局に対する負債とみなされる(第 93 条)。地代は、土地が占有された日に先立つ 1 月 1 日から、又移譲が 9 月 30 日以後に起きた場合にはその後の 1 月 1 日から支払われる。地代の支払日は 1 月 1 日であるが、すぐに支払いが行なわれないと 6 月 1 日をもって未払いとみなされる(第 94 条)。なお州当局は地代の改定を行なうことができ、最初の改定は 1970 年 1 月 1 日以降に行なうことができる。その後の改定は 15 年以内であってはならない(第 101 条)。即ち、こうした地代の改定は州当局が地価の値上りを享受できると同時に、特定の個人による土地の過度な集積を防ぐことをねらったものである。なお地代、権利金、事務手数料等の金



バハン州ジェンカ三角のオイルパーム入植風景
オイルパーム入植風景

額に関しては、各州政府が本法典第 14 条により独自の細則、例えば Trengganu Land Rule, 1966 等を持ち定めている。

権利に対する黙示の条件(implied conditions)として農業用地に関しては次の制約がある(第 115 条)。

①農業用地には、保有者の家屋、農業に必要な建物、その加工施設、出荷施設、教育・衛生及び福祉施設、及び州当局が適当と認めた建物以外の建造物を建ててはならない、

②耕作は 12 カ月以内に始めなければいけない、

③必要な建物や施設を除いて、土地の全面積は 3 年以内に完全に耕作されなければならない、

④前述③の土地は、十分な農作業が施こされ、耕作は持続して行なわれなければならない。

これらの付帯条件の意味は投機家が土地を買いしめる行為を禁止するのに役立つ。

明示的な条件(express conditions)として農業用地に課されるのは、①作物の種類、等級、②特殊な作物の栽培の禁止、③農作業のスケジュール、例えば開墾、耕作、植付け、施肥、収穫等の日程の決定、及び④住宅及び他の建物に

必要な最大面積の決定等である。但しここでいう作物には樹木も入る（第121条）。

こうした条件に違反が生じた場合、収税官は通告を行ない、改められない場合には、保有者の権利は剥奪され、土地及びその上の建物は無償で州当局に戻される（第131条）。

土地の分割、統合に関してはこの土地法典は次のような条項を定めている。まず、土地の分筆（sub-division）とは、移譲された土地の保有者が自分の土地を二つなり、それ以上に分け、別々に保有権を保持することを言い、登記所タイトルの土地は土地長官の、また土地管理所タイトルの土地は収税官の承認を必要とする（第135条）。分筆が認められないケース、即ち、前述した土地の細分化を防ぐ措置として設けられている規定は、以下の様である。

- ①分筆がその土地の権利の制限事項を犯してしまふ場合、
- ②有効な成分法により規定される必要事項にそむく場合、
- ③開発計画を阻害し、州当局あるいは開発機関の同意が得られない場合、
- ④地租に関して未納分が残っている場合、
- ⑤譲渡された土地の取引に関する諸規定（担保、賃貸及びリーエン等）の条件を満たさない場合、
- ⑥農業用地で分筆により土地が1エーカー以下になる場合、またそれ以外の分類の土地では、分筆により計画局が適当と認めた土地の必要最少限の区画以下になる場合、
- ⑦分筆された土地の使用目的がその必要とされる規模を満たさない場合、
- ⑧分筆の結果、分筆された両方の土地から道路、河川、海岸の汀地の一部及び鉄道の駅等への通行が可能でなくなる場合、

以上これらのケースが起ると、分筆は認められない。但し⑧の場合、保有者が道路を作るなり、道路を含む土地を州当局に譲れば分筆が認められる（第136条）。

土地の分離（partition）とは、二人あるいは二人以上の人々で共有している土地をそれらの人々の同意により分割して、それぞれ独立の保有権を確立することをいう（第140条）。分離が成立しないケースは以下の場合である。①当該者の賛同が得られない場合、②分割された土地が土地長官、あるいは収税官から見て、分割前の保有者のシェアを反映していないと思われる時、及び③分筆の際の制限条件、第136条を満たさない場合には分離の許可がない。

土地の合併（amalgamation）とは、二つあるいは二つ以上の隣接した区域を土地長官あるいは収税官の承諾により合体し、一つの区画とし単一の保有権を作る事を指す。その際、①同一のムキム^{注18}（mukim）、同一の市街地、あるいは同一の村落地に位置していない土地の合併はできず、②市街地あるいは村落地の中で、登記所タイトルを持つ土地と土地管理所タイトルを持つ土地を合併することはできない（第146条）。

州当局から移譲された土地は、それを譲渡（transfer）したり、賃貸したりすることができる。これらの取引に関する条項は、紙数が尽きたので稿を改ためて説明したい。なお、1967年米作農民法、Padi Cultivators (Control of Rent and Security of Tenure) Act, 1967、即ち小作料統制及び小作権の安定のための法律全訳は、アジア経済研究所調査研究部、堀井健三の「小作令（1967年）改正法的全訳と解題」、アジア諸国等における土地政策、調査研究所内資料、649-14、昭和49年8月、を参照されたい。（次回はインドネシア）

注18 mukimは、田舎の土地にある区域（district）を更にいくつかに分けたもので、ムキム登記所がおかれている。

開発途上諸国の農林業

新生・変動・発展の座標軸を求めて

開発途上諸国の産業基盤は、大半が農林業である。これら諸国の農林業開発に日本が関係してきたケースは、過去、現在にわたって数多くあり、今後もますます増大していくものと予想される。しかし、農林業は他産業に比べて自然を相手にするだけに特殊である。各国によって自然条件、社会・経済構造等が異なるのはもとより、農林業開発をすすめるうえでの施策も違う。そこで昨秋独立し、本格的な農林業開発に取り組みを始めた「パプア・ニューギニア」、73年の軍政崩壊を境に土地改革をすすめる「タイ」、ここ数年でバナナ産業を確立した「フィリピン」——の3国を例に取りあげ、今後の開発途上諸国における農林業開発の方向を探ってみた。

新生「パプア・ニューギニア」の自然

——その開発の方向——

海外農業開発協会 専門委員 瀬川 孝吉

□ 恵まれた自然条件 □

百年にわたった植民地時代をへて、昨年9月16日、パプア・ニューギニア(PNG)は、イギリス女王を元首とするイギリス連邦の一国家として独立した。イギリスの保護領からオーストラリア領へ移行した旧パプアと、ドイツ領から国連の信託統治領になった旧ニューギニア、ニューブリテン島、ブーゲンビル島等、約600の島々によって構成される新生PNGもその前途となると難問山

積である。国民一般の国家意識の欠如、中央政府に対する地方の分離運動が起るのは、部族数約500、言語数約700という多様な部族社会が多くを占め、その中に主都のポートモレスビー、商業中心地ラエ等が僅かに点となって存在するという社会的後進性。また、ブーゲンビル島の銅山を除くと木材、ココナッツ、コーヒー、ココア等の農林業以外にみるべき産業をもたない——の2点を主な理由としてあげることができよう。財政は恒常的に赤字。パプアに対してオーストラリアが行ってきた経済援助も今年の6月で打ち切られる。こんな状態の中でPNGが経済的自立の道を歩

むには、今後農林業開発をいかに効率的にすすめるかという点にのみ焦点が絞られよう。それはいうまでもなく、同国がすでに豊富な農林業資源をもっていること、恵まれた自然条件を生かすことで、多大の農林業発展が可能であるとみられるからである。

そこで同国の今後の農林業開発の方向を探究する意味で、①立地条件、②気候条件、③従来の農林業形態、④植生 ― 等を中心に概観してみたい。

同国の総面積は 47 万平方キロ（日本の約 1.25 倍）、人口は 74 年の推定で 270 万人（外国人約 4 万人）。熱帯モンスーン地帯に属する。ニューギニア島は、全島を背骨の形で貫いている大褶曲山脈により、還太平洋火山帯の一環をなす北部（旧ニューギニア）と大陸の性格をもつ南部（旧パプア）とに大別される。この中央山脈は、ニューギニア側では標高 4,509 m のウィルヘルム山を最高峰とするビスマルク山脈となり、パプア側のオーエン・スタンレー（海岸）山脈へと続く。いずれも 4,000 m 級の高峰が連なる峻険な大山脈で、多くの河川がこれらの山脈に源を発し、流域に平原と湿原をつくっている。北部海岸には隆起サンゴ礁が発達し、最高 600 m にもなっている。

気候条件は、地域で大きく異なる。海岸部の平均気温は 22°C - 32°C だが、標高 1,000 m 以上の地域では、これより $5-6^{\circ}\text{C}$ 低い。降雨量は雨期と乾期を合わせると、全国平均 2,500 mm。同じ海岸部でもポートモレスビーが年間を通じての降雨量約 900 mm であるのに、キコリでは約 6,000 mm と、その開きはきわめて大きい。

□ 大半が自給自足農業 □

次に同国の農業だが、これは自給自足農業とプランテーション農業とに分けられる。ただしこの土地の大部分は部族所有のもので、国有その他のものは 1 % にも満たない。住民は自給自足の手段に焼畑農業を営み、そこではサツマイモ、タロイモ、ヤムイモ、トウモロコシ、砂糖キビ、バナナココナッツ、野菜 ― 等がつくられ、今なお純粋



マウントハーゲンの市場

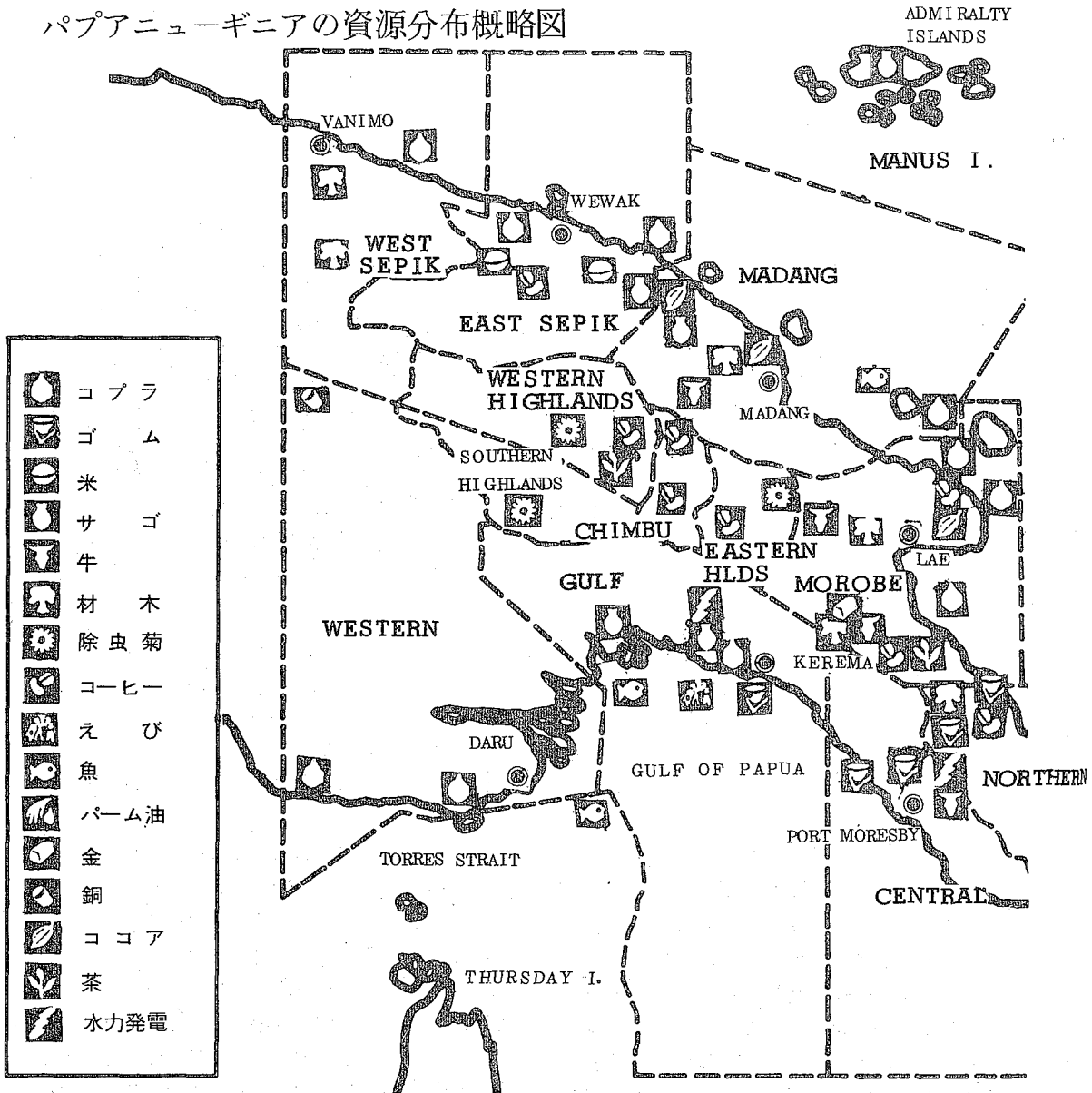
な意味での根菜文化が保たれている。米はセピックその他で少量生産されているものの、ほとんど全量がオーストラリアからの輸入。

商業農産物の主なものは、コブラ、カカオ、コーヒー、ゴム、紅茶等で、最近オイルパーム、除虫菊などが導入された。

各作物の現状は概ね次のようになっている。

①ココナッツ、カカオ ― プランテーション方式により海岸部で発達してきたが、政府は今後これを小農保有化にする方針。②コーヒー ― 高地でアラビカ種が栽培されており、とりあげるべき産業をもたない地域の奨励作物になっている。③ゴム ― パプア、セピック地域等、開発の遅れた地域の開発戦略対象作物の一つ。④紅茶 ― 西部高原地帯に 3,500 ha、南部高原地帯に 400ha の茶園がある。生産は、マウントハーゲンの製茶工場を中心に、周囲の小農が紅茶を栽培するというニュークリアス・エステート方式。⑤オイルパーム ― 67 年より、ニューブリテン島ケーブホスキンスに、同国と日本企業の合併で、プランテーションと搾油工場をもって生産がはじめられた。ニュークリアス・エステート方式を採用しているこの他にも同エステート方式で、マウントハーゲン奥地の標高の高い乾燥地域において除虫菊が栽培され、マウントハーゲンの工場で加工されている。除虫菊は古くから蚊取り線香の原料として知られるが、近年は化学性の殺虫剤に押され気味であった。これが再び脚光を浴びだしたのは、化学

パプアニューギニアの資源分布概略図



製品に除虫菊に含まれるピレトリンを加え、殺虫効果を上げる技術が開発されたからである。同地域では日照の関係で一年中開花し、天日乾燥が容易なため、最近盛んに栽培されている。

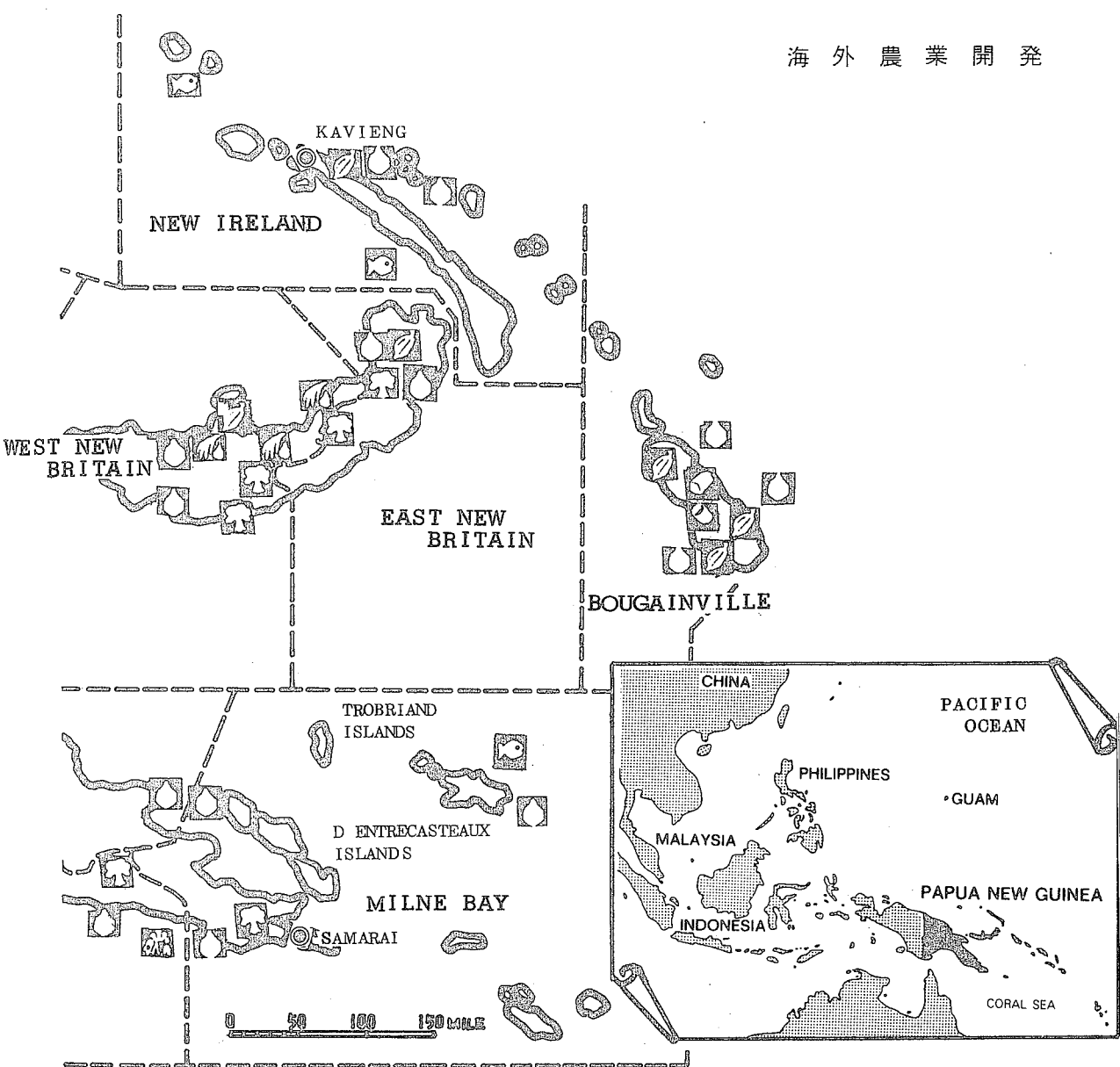
□ 避けるべきは森林の乱伐 □

同国の主な農業および農産物の概略は以上の通りだが、資源の最たるものは林産物である。全土の75%、3,500万haが森林で覆われ、世界でも有数の資源保有国に数えられていることは、周知の通り。低地多雨林には経済価値の高い有用材が多く、200種にもおよぶ樹種が混交林を形成している。また、ノートヘーガス、アラウカリヤ等の

有用材は、標高1,000—3,000mの低山岳林地帯に密生する。マダン地域には日本の製紙会社が進出し、森林皆伐後、用材として価値のあるものは製材工場で製材、特にパルプ用に不向きな硬質材等を除き、他は全部チップ用材として加工しているが、本方式で伐採すれば混交林も利用しやすく無駄が少ない。

同国の森林地帯には、このほか日本の企業数社が進出し、現地との合併で伐採と製材加工事業を行なっている。

PNG政府は、外資による同国の大規模森林開発は、義務として外資でもって伐採跡地の造林を行なわせるとの姿勢を示しているが、現状ではこれら伐採跡地造林事業は皆無に等しい。同国の広



大な森林のうち、経済的に開発可能な森林面積は1,200万haといわれているが、これらが造林されることなく乱伐されるならば、フィリピンの例を出すまでもなく近い将来、自然破壊、林産資源の枯渇を招くこと必至である。すでにこれらの兆候は、企業が樹木伐採後に耕地を造成した地域、あるいは住民が焼畑農業を行なった跡地にはっきりあらわれている。天然林をそのまま保存するのが理想であるが、それができないならば伐採後、早急にもとの原生林に戻すための措置を講ずるべきであろう。その方法は造林以外にない。造林は環境破壊を最少限に食い止めるだろうが、その時期に到達するには多くの歳月を要する。パルプ用資源確保のための造林を考える場合、針葉樹が質

的に優れているが、成長はおそい。ユーカリ、アルビシア等の熱帯で多く植林されている広葉樹は成長は早い、質的に劣るので、この欠点を補うため、従来針葉樹パルプを混ぜて利用していた。この針葉樹パルプの代替として、一層生長が早く、収量の多いアバカ、ケナフ、シュート等の畑作繊維作物の利用が考えられよう。勿論、繊維作物は生長は早い、人件費がかさみコスト高になる欠点があるため、これを増産するには品種の改良はもとより、機械化による大量生産でコストの低減化をはかる等のが要求される。畑作繊維作物の機械化については、目下研究中であるが、大体の目安はついた段階にきている。



ブローロにおける集材作業

□ 植生にみる自然条件の多様性 □

最後に同国の自然条件の多様性を植生によってみてみたい。植生の把握は農業開発を推進するうえで適地および作付対象作物の選定に参考になる。

1) マングローブ林地帯

大河川の河口附近には、マングローブ群が発達している。中でもパプア湾の西側はヒルギー属、オヒルギ属の群落が目立つ。

2) 草木湿地帯

河川、マングローブ林の背後地は平坦かつ湿潤で、オカルガヤ属、スゲ属、水性シダ等が密生しており、土性の差異でこれらの植物が群落を形成する。また、マウントハーゲン周囲の高原は、平坦、排水不良で草木湿地帯となり、ヨシ属が多く繁茂する。

3) サバンナ地帯

年降雨量 1,000 mm 以下の地域に分布し、これはドライサバンナとウェットサバンナに分けられる。前者にはテメダ属、ユーカリが数種類散在し、後者にはユーカリに代ってカユプテが見られ、フライ川下流域の広大な地域は、ウェットサバンナである。

4) 湿地林地帯

マングローブ地帯および草木湿地帯の後背地にあたる湿地では、耐湿性の強い樹木が多生。サゴ

ヤシの密林も存在。セビック川流域、パプア湾西側附近に発達している。

5) 草原地帯

住民が原生林を開墾し、それが回復せず草地になったものといわれている。従って人口密度の高いところに散在。低地には、オカルガヤ、チガヤ等が多い。高地にはススキの類、サトウキビ属等がみられる。その他、湿度の高いところでは、スゲ属が草原の主体となり、ミスカントス属の繁茂地域は、土性がよく開発が容易なため、放牧地、造林地として利用されている。

6) 低地多雨林帯

標高 1,000 m 以下。年間の降雨が平均し、降雨量が年 1,500 mm 以上の沖積層および丘陵地帯に発達したもので、国土の大部分を占めている。経済的に価値のある樹種が多いが、混交林のため選伐が難しい。主な樹種には①メルサワ（アニソプテラ）②クリンキー松（アラウカリヤ）③ニューギニヤウォールナット（アラコントメロン）④タウン（ポメティア）⑤カマレレ（ユーカリブタス デグルブタ）— 等がある。政府は現在ポートモレスビー、ラバウルの背後地にユーカリブタス デグルブタス、テルミナリア、チーク等の植林をすすめている。

7) 低山岳林地帯

標高 1,000 m—3,000 m にわたって発達した森林（傾斜地に多い）。ブナ科、クスノキ科、ホルトノキ科等の混交林が多いが、場所によっては、ニューギニアブナ、クリンキー松等の樹種が純林をつくっている。ゴロカでは焼畑耕作で草原化した跡地にピヌスカリベ、ピヌスカツラ等、ピヌス属の植林が行なわれている。

8) 亜高山低木地帯・高山ツンドラ地帯

標高 3,000 m 以上の地帯では、針葉樹、その他の温帯性樹種が多くなり、温帯林を形成している。3,300 m 以上は亜高山の山林。4,000 m 以上は高山草本類、せん類。4,500 m 以上になるとチイ類せん類だけになる。

揺れ動くタイの農村と社会

—— 最大の課題は土地改革 ——

アジア経済研究所
主任調査研究員

野 中 耕 一

□ 変動の原点は73年10月14日 □

最近のタイは国内政治、外交等の面で非常に変わってきた。それは米軍の引揚げ、軍政の崩壊などに象徴的にあらわれている。従って今後タイの農業開発を考える場合、「どのような進出形態がいか」、あるいは「進出するにあたってどういう要素を勘案すべきか」などの問題以上に「いったいタイは今後どうなるのか」という把握が重要になってこよう。というのもここ数年、数度にわたりタイを訪れ、地方を回る機会を得ているが、バンコクに戻ったとき、新聞記者や商社の人達にきかれるのは決してこの点だからだ。

タイに変動をもたらした最初の大きなキッカケは、1973年10月14日の軍政崩壊事件だった。当時私はタイに滞在していたが、この時を境に学生、大学教授、一般民衆等、さまざまな人々が「10・14以来」ということばを使い、これこれがこう変わったんだと説明するのを見聞している。74年の秋に北部で起った事件などは、その変貌ぶりを物語るさいたる例ともいえるので、この経緯を概略紹介したい。事件の起りはサッカー試合で工業学校と農業学校の生徒が大乱闘をし、負傷者を出した工業学校生徒が農業学校生徒を逮捕するよう県知事に直訴したことにはじまる。県知事はこれに対し、自分の権限では無理ではあるが、とにかく善処するので、少し時間を与えてほしいと回

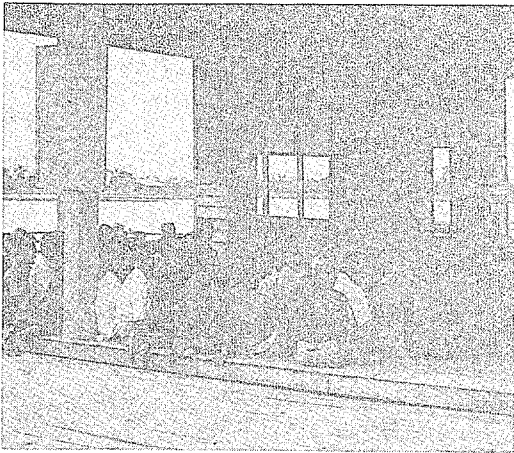
答した。ところがこの回答に不満な工業学校の生徒は、街中の駐車していたダンプカーなど10台を乗取り、農業学校に殴り込みをかける準備をはじめたため、県知事自らが農業学校へ先回りして、反撃しないよう説得したのである。しかし工業学校側の襲撃に対し農業学校側は校舎裏に生徒数百人が待機し、ライフルを乱射、幾人かの死傷者を出させた。激昂した工業学校側は、ダンプカーを校舎にぶつけ、油を注いで全焼させてしまうが、今度はこれを伝えきいた全国の農業学校が黙ってはいない。身内がやられたということで、街を走っているバスを強奪して応援にはせ参じる騒ぎにまで発展した。以上は伝えられるところだが、以前であればこの種の事件が起きても、極地的なもので終り、他に飛び火するようなことはなかった。

この事件で注目されるのは、ただちに武器が集められ、実際に乱射されたことであろう。不詳事を回避するために県知事は農業学校の警備を警察に要請し、警官が現場に動員されていたにもかかわらず、いったん乱闘が起ると事態の鎮静に警察は介入しなかった。ただ工業学校生徒に対し、教員官舎だけは焼かないでほしいと依頼しただけにとどまる。

その理由について警察側は「『10・14』以降、この種の事件に警官がタッチし、阻止でもしようものなら人民をいじめたということで、逆に我々にはね返ってくる」と述べ、県知事は「『10・14』を境に、街の小さなめごとまで直訴とな

ってあらわれてくる」と困惑の表情を隠さない。

人々が「10・14」以来ということばを使う裏には種々のニュアンスがあるが、タイ社会の大きな変動を指している点で共通している。軍政が崩壊し、サンヤ内閣ができ、現在のククリット内閣に引き継がれるという目まぐるしい交代劇。オイ



村の集会（東北タイで）

ルショックとその後の農産物価格の大暴騰にみられる激しいインフレ。こうした国内の政治、経済面での変動、さらには、社会的価値観等の変化も加わって、複雑に変化している。大学教授たちの言動が従来とは異なって進歩的、急進的になってきた点も特筆されよう。彼らが「ただちに土地改革を実施し、あらゆる不在地主から土地を取り上げねばならない」といった内容の講義をするのも、結局本音はともかく、それを建前としない限り、あの教授は頭が古いというレッテルを貼られ、排斥運動の対象になる危険があるからだ。ただ、革新的な論者といえども華僑に対する評価となるといぜん多くの人達が華僑の存在を認めざるをえない。表面だって「華僑は国民を搾取している元凶であるから、これを排除するために協同組合を設け、育成するのだ」等を見解としながらも個人的な話しになると、「現状では華僑の力を借りなければタイの発展は望めない」というふうに変る。

一方、学生運動も軍政を倒したときの一枚岩的団結は、その後の分裂で霧散。今日では日本の学生運動と同様に全く複雑化し、タイ人でさえどうなっているのかわからなくなっているのが実情だ。

□ 活躍する学生議員 □

こうみると、もはや今日のタイ社会の変動ぶりを系統的に追うことは、種々の制約条件があって容易でない。しかし、変動の旗頭を任じている人々の考え方と行動の源を知ることができればある程度の展望が可能となるのではないか。こんな思いで昨秋約60日間にわたりタイの北部、東北部を中心に走り回り、地元の各有力者と話し合ってみた。以下はそのときの報告だが、新聞報道とはかなりの違いをみせている。

東北タイへ出発するに先立ち、バンコクの国会を訪れいく人かの議員に面会したが、そこでは党の綱領、これに関する政策をきくにとどまり、取りあげるほどの収穫はなかった。そこで、これら政治家の地元での言動を追うことにし、そのためにひとつの前提を設けた。つまり、タイの社会を改革していこうという推進母体を①保守党の中でも進歩的な新勢力党②左の社会党③社会主義戦線の3党に置くという設定である。現在、政権を担当している保守党に関しては、党の構成層、各施策等がはっきりしているので、非合法化されている共産党と合わせ今回の調査対象からは除外した。

まず、新勢力党だが、この党はタイの伝統的な富裕な知識人階級によって構成され、党員は文化人、中でも医者が多い。カセ党首も東北コーン県ムアンボン郡出身、74年にマグサイサイ賞を受けた有名な医者である。同党は地域のセトルメント活動、あるいは無償医療体制を実施する等の過程で、自らの抱えている社会的課題を解決しようとする姿勢を示している。最近の議席増は著るしいが、同党を支持する層の大半は、タイ社会の将来に不安を感じ、現在自分たちの持っている地位、財産等を失なうのではないかと心配する人達であ

る。

これに対し社会党は、まっこうから新勢力党を批判する立場にある。新勢力党のような考え方でいけば、土地改革にも100年を要するのでは待てない。すぐに実施すべきだとしている。同党の構成員は雑多だが、特徴はソムキット党首、カイセン副党首ら40歳代の人達もいるが、現在の選出議員11人のうち7人までを25～26歳という若年層が占めている点であろう。ナコンパノムで会った26歳の同党議員は学生で、ラーマカムヘン大学で政治学を専攻していた。復学の意志をきいたところ「大学で政治学の講義をきくのと、議員活動を通じて学ぶのでは、どちらが勉強になると考えますか」と逆に質問されたものだ。彼は議員活動の方がはるかにためになると理解しているのだが、この認識は前述した大学教授の自信喪失の裏返しでもある。このほか同党のいく人かの若い議員にも会ってみたが、感銘を受けたのは彼らが共通して威張ることなく、農民と同じようなかっこうで1つの問題について1日でも2日でも話し合うという時間的な余裕と政治的柔軟さをもっていったことである。

副党首のカイセン氏を訪れる前に彼の父親と姉に会い同氏のプロフィールづかみをした。彼は早くに母親を亡くしたので、弁護士である父親の手で育てられた。幼ないころから多くの友達に恵まれていたそうだが、これは身につけているものを平気で友達にあげ、もの売りがくれば断ることなく買ってやるという気前の良さからくる結果だという。勿論これらの行動は、家庭の裕福さも手伝っていることだが、気前の良さが美德とされるタイ社会では、これで人気を得たとしても不思議はない。一方、同氏が大人になってからはほとんど家に寄りつかず、ナコンパノムで起きる密輸等の罪を一手にかぶるという噂も家族以外のところできいた。黨員の中にはカイセン氏をバクチ打ちでどうしようもない人間だと非難する者もいる。こうみるとどう考えても彼とマルクス・レーニン主義をとる若い社会黨員との間に接点を見い出しにくい、これが社会党のもつ幅みたくないものに

なっているようだ。

カイセン氏に会ったの第一印象は、清水港の次郎長親分といったところ。「この地場で子供のときから多くの友人をつくった。それらの友人が今では全国はおろか、世界に散らばっているので、何処へいくにも金はいかからない。先日ものなん百人にも及ぶ黨員をある町につれて行き、タダで宿泊させた」というたぐいの話を彼は再三した。

社会党の地盤は中央からみればごくへんびな東北タイであるが、この地域出身のカイセン氏が全国をタダで歩くというのは、きわめて大きな意味をもつ。

バンコク、メナムデルタは貨幣経済の社会だが東北タイなど古い慣習が残っている地域では今日でもいぜんとして相互扶助による生活を営んでいる。メナムデルタと東北タイの地形をみるとこの違いがはっきりしよう。メナムデルタの稲作農民は、メナム川に沿って村落を形成しているので、各村落の区切りがはっきりしないし、メイズ地帯は新しく森林を開いてできたため、村落が散開している。

これに対し東北タイは地形の起伏が多いため、くぼ地に百戸ぐらいずつ村落が形成されている。このような地域では、今でも多くの農民が自給自足的な生活を営んでおり、加えて政府の恩恵を受けたことがないという認識から、メナムデルタ等中央に対する反感が伝統的に存在する。

カイセン氏の説得力はまさにこの点にあるといえよう。同氏は「貨幣経済が浸透すればバンコクの例で明らかなように、種々の弊害が発生するので、これを自分達の地域に持ち込むべきでない。できれば昔のような金銭によらない助け合いの社会に戻したい」と強調する。

□ 隣国ラオスは理想の原型 □

東北タイの人達はラオス、カンボジアの変動に大きな関心を示した。ラオスはいまや貨幣経済が没落しつつあり、多くの華僑が川を渡ってタイ側へ逃げ込んできているというのが実状だ。し



「ボンファイ祭」に集まって来た農民達
東北地帯全般に見られる祭で、昔は雨乞
いの慣行があった

かし、それによってラオスの経済・社会がダメになったとは彼らの眼には映っていない。オイルショックで自動車が走らず、快適さがなくなったというのは、華僑やベトナム人、さらには米軍基地で働いている人達で、国民の大半を占める自分達農民ではない。むしろ集団作業が増え、貧富の差が縮まり、農村は以前よりはるかによくなった。自分達のあこがれの原型がラオスに復元したという受け止め方をしている。

ナコンパノムから70キロほど離れた共産ゲリラの活動地区ナーケー郡へ社会党の若いオルグに案内してもらった機会を得たが、ここでも東北タイ農村社会の特徴をかいまみた。ナーケー郡では65年以降、しばしば役人、警官が共産主義者の待ち伏せに合い殺されるという事件が新聞で報道されてきたが、村長をはじめとする村の有力者に話をきいてみると実情はかなり違う。村の治安状況について、たとえば「牛が盗まれので犯人を探っていくと、警官や役人だった。そこで村人は犯人である彼らを銃で撃ち殺した。しかし73年10月14日以降は、警官や役人が恐れて村に入ってくるなくなったため、泥棒はいなくなり、殺人事件も起らなくなった」――。村人の口からきく話しはこの種のものが圧倒的に多かったが、中でも「これから先も警官や役人が自分達の生活を妨害するよう

であれば、私でも銃をとって闘う」と語った老農民の言葉が印象的である。

また、従来は何か事件が起きると共産主義者を助けたという理由で村の有力者が警察に逮捕され、拷問を受けたという。それが「10・14」以降は、拷問にあった村人達がそのときの内容を詳しくオルグに来た若い人達に話し、これをきいたオルグナイザー達は当時の警察署長探しをやる。また一方ではこれらの問題をからめて、東北タイの農民がいかに抑制されたかという事例を本やパンフ等にしてばらまくので、一種の選挙活動にもなる。選挙に関し、東北タイが中央と違うのは、投票率が非常に高いことであろう。ナーケー郡では投票率が95%にも達し、そのほとんどが社会党に投票したという。カイセン氏が圧倒的な支持を得て当選するのこのような状況を知れぼうなづける。

次に社会党と新勢力党の間に位置する「社会主義戦線」についてだが、この党は東北タイで伝統的に反政府的な動きをしてき、綱領も社会党のそれとあまり差はない。両党が一緒にならない理由については深く調べなかったが、党人事がかみあわないからではないかと思われる。社会党は若者の党で、社会主義戦線は老人の党といった仕分けである。

以上みてきたように進歩的、急進的な意見は、だいたい社会党を中心に形成されているが、同党の体質はさらに2つに大別されよう。1つは、進歩的な学生、教授など若手を中心にした動き、もう1つは反バンコクを背景にした東北タイという地域主義である。同党の主張をもってタイ全体の主張とすることはできないが、量的にはともかく質的に言って当面の目標を早急な土地改革にしている点は注目されよう(目下、タイの最大課題である土地改革についての法律および機構は、「新展開するタイの農業政策」本誌75年11月号を参照されたい)。

□ 求められる農業経営の方策 □

ここで土地改革を実行していくうえで生じる種々の問題を知る意味で、バンコクにある土地改革事務所が現在ナコンナヨック 県のオンテック 郡とパンナー郡で推進している土地改革計画を一例として紹介しておく。同事務所には毎日数10人の農民が陳情に来ているが、東北部の出身者は少なく大半が中部の農民である。これは中部での土地の所有関係が厳しくなってきたのに比例して、小作人が増加していることを物語る。

二つの計画は、それぞれ1万ライ（1ライ＝1,600 m²）の土地に400戸の農家を入れようとするものだが、実際には思うように事が運んでいない。郡には大地主が13～15人ほどおり、それぞれが3,000ライずつ位の土地を所有しているが、不在地主であるため、地元に住んでいるのはナイゴンとよばれる請負人達である。従って土地改革事務所では、土地の買収についての交渉は、これら請負人とすることになるが、まだその話し合い段階に入っていない。というのはそれ以前に、どこからどこまでが誰の土地かという現場での調査をし、次にこれを土地台帳と付き合わせて権利関係を確定する作業を済ませねばならないからである。

さらに本計画の基本になっている1万ライに400戸（一農家当たり所有面積25ライ）という単位の中味をどうするかという問題がある。中央デルタは土壌が酸性化しているため、現在の収量1ライ当り粃で100～150Kgというきわめて低い数字が示すように土地の所有関係を再編成しただけでことは解決しない。従って分配した土地を共同経営とするかいないかという点も今後の検討課題として残されているし、また排水施設を完備して土地改良を同時平行して行なうことも必要になってこよう。つまり土地改良を含めた土地改革で、いかなる農業経営を展開するのかという方策づくりが急がれているのである。

（文責・本誌編集部）

速 報

☆ 発刊日 毎月五日・二十日

☆ 年購読料二〇、〇〇〇円

海外農業開発協力情報



日本の海外農業開発協力



海外諸国の農業開発動向

社団法人 海外農業開発協会

〒107 東京都港区赤坂8-10-32
アジア会館内

TEL 03 (478) 3508 (代表)

フィリピンバナナの現場をみて

——整備された技術ソース——

海外農業開発協会・顧問

大 戸 元 長

□『アバカ』から『バナナ』へ □

去る1月下旬に海外農業開発協会の仕事でフィリピンに出張した。その用務はフィリピン政府の農産局が海外経済協力基金の借款で実施している米、トウモロコシの種子増殖事業に対し協会が提供している技術指導の打合せとプロジェクト現場の視察とであった。

たまたま今回の現場視察がミンドロ島のダバオに近い試験場及び種子農場であったので、その機会を利用して、僅かの時間ではあったが、ダバオのバナナプランテーションとバナナの研究所を見学した。

周知のように、ダバオは戦前には世界のマニラ麻の最大の供給地であり、然も同地のマニラ麻生産は古く明治38年に太田恭三氏が創始して以来、太田産業、古川拓殖のほか、多数の日本人企業によって発展したもので、第二次大戦前には2万に近い日本人がこの地に住んでいた。敗戦による日本人の引揚げと、更に戦後の合成繊維の発達によって、ダバオのマニラ麻産業は壊滅したが、近年になって、かつてのアバカ（マニラ麻の原料作物）栽培の跡地にバナナの栽培事業が急速に発展し、ダバオは戦前のアバカ全盛時代に代って今やバナナ全盛の時代となっている。

もともとアバカとバナナは同属の植物で、果実

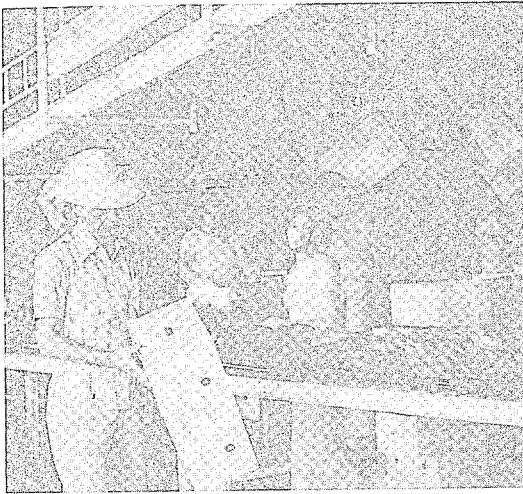
が成っていないときには識別が困難なほど外形が似ている。従って、アバカの適地は同時にバナナの適地である。アバカ栽培の先駆者太田恭三氏がこの地を選んだのは、豊富な雨量（年約3,000ミリ）とその平均的な季節分布、台風のないことなど、アバカの最適地であったからである。

ダバオのバナナ産業の発展は、1968年にアメリカのStandard Fruit Co.が同社の所有していたアバカ園をバナナに切替えたのにはじまり、以後アメリカ資本、日本資本、現地資本によるバナナプランテーションが相ついで設立され、現在26のプランテーションが操業しており、その面積の合計は約2万ヘクタールである。

ダバオのプランテーション生産によるバナナは殆ど全量が日本に輸出されるが、1970年からの数年間における生産、輸出の伸びは驚異的で、たちまち台湾、エクアドルを圧倒して、昨年は日本の総輸入量の85%を占めるに至った。

日本のバナナ輸入量

	輸入総量 (トン)	フィリピンからの 輸入 (トン)
1970	843,630	54,877
1971	977,732	185,101
1972	1,053,112	337,410
1973	920,544	434,421
1974	847,273	619,719
1975	828,197	698,522



バナナの荷作り作業

さて、私が、農産局の役人に案内されて訪れたのは、26のプランテーションのうちで一番規模の大きいTagun Agricultural Development Corporation(略称TADECO)であった。プランテーション面積4,500ヘクタール、従業員数は常時約3,000人で、全員がプランテーション内に住居をあてがわれて住んでいる。学校、病院、教会も園内に設けられている。

農場は600ヘクタールを単位とし、一単位ごとに荷造所(Packing House)がある。採取したバナナの房は園内に張りめぐらされた索道(ケーブル)によって荷造所に搬入される。索道は幹線が500メートル間隔で張られ、各幹線から100メートルごとに支線が出ている。この索道はバナナの搬入のみならず園内への肥料などの資材輸送に使われている。荷造所に集められた果房は、房落し(全房バナナをいくつかの房に切断する作業)洗滌、選別、消毒、計量、シール貼り、箱詰(1箱120Kg)と流れ作業で処理され、箱詰されたものは順次トラックに積込まれる。ここの商標は「CHIKUITA」といい、房ごとに「チキータ」と日本文字のシールが貼られ、箱には英字と日本語とで印刷してある。

園内視察を終えてから、クラブハウスでマネー

ジャー以下数人の幹部職員、パイロット(社有の軽飛行機)と4人のアメリカ人専門家と昼食をご馳走になった。この会社は全額フィリピン資本であり、職員も全部フィリピン人であるが、United Fruit社との技術提携により、アメリカ人顧問と専門家とが居る。常駐顧問は2人であるが、必要に応じて専門家が短期間駐在するそうで、私の訪れたときは病害と虫害の専門家各1名が6カ月の任期で駐在していた。

TADECOの次に案内されたのは、Twin River Research Centerという研究所であった。それはTwin River Farm(富士フルーツとの合併)、Hijo Plantation及びDavao Fruits Corporation(住商)の三社が共同で設置している研究所で、バナナに関する技術的な研究を行い、三社のプランテーションに対し技術を提供するものである。三社以外のプランテーションに対しても注文に応じて例えば土壌分析なども行う由である。研究員十数名はすべてフィリピン人であり、実験用機械器具類は殆ど全部が日本製であった。

□待たれる官民合同技術ソースの確立□

短時間ではあったが、プランテーションと研究所を視察して、私は、プランテーション企業の技術ソースの問題について考えさせられた。ダバオのバナナプランテーションについて言うと、その技術ソースには下記の三つのタイプがある。

- (1) プランテーション自身が技術ソースを持つもの、
- (2) 技術提携により他社から技術サービスを受けるもの、
- (3) 数社が共同して技術ソースを持つもの。

アメリカのStandard FruitやDel Monteなどは、世界の方々にバナナ、パイナップル、トマトなどのプランテーションを持っており、中央には研究所を持ち、部門の専門家を抱えている。専門家は必要に応じ必要なところに派遣される。これが上記(1)のタイプである。

ところが、私が視察したT A D E C Oのように、1社1プランテーションの場合は、たとえ、そのプランテーションが4,500ヘクタールという世界屈指の大規模なものであっても、自ら研究所を持ち各種の専門家を抱えていることは経済的でない。そこで、United Fruit との提携により、そこから技術の供給を受けるという、上記(2)の方式を取っている訳である。

数社が共同して技術ソースを持つ上記(3)のタイプは、戦前には北スマトラのゴム、パームの全部のプランテーションが共同して持っていたアフロスやマラヤのゴム研究所など世界最高のレベルのものがあった。これらに比すれば私の視察したTwin River 研究所は僅か三社の共同であるから、その規模も小さいが、共同技術ソースの一例である。

近年、日本企業による海外プランテーションが増えつつあるが、何れも1社1プランテーションであるから、自らの技術ソースを持ってない悩みがある。また、わが国の政府ベースの農業開発協力は農民農業に対するものであってプランテーションに対する技術協力は行っていない。

一昨年新設された国際協力事業団は「本邦法人の開発事業に必要な技術指導」を行なうことができることになっているが(国際協力事業団法第21条3号ホ)、未だ実行されておらず、来年度(昭和51年度)から数名の専門家を日本企業(合弁会社を含む)のプランテーションに派遣する計画であるやに聞いている。ところが、政府(事業団)が民間プランテーションに対する技術指導を行なうとなれば、今度は政府の技術ソースが問題になってくる。

日本の農林省は米や養蚕については世界に冠たる研究施設と研究者を持っており、これに府県の試験場や普及組織を加えれば実に豊富な技術ソースであるが、それでも熱帯での栽培や飼育については経験の無いことが悩みであった。このために農林省は熱帯農業研究センターを作りその支所としての施設を沖縄に設けており、政府ベースの米やトウモロコシについての技術協力の貴重な技術



索道で搬入されたバナナ (中央は筆者)

ソースとなっている。しかし、このセンターも研究の主力は米やトウモロコシなどであって、熱帯特産物についての研究は殆ど行なわれていない。このセンターの法律上の建前が日本の農業の改良に役立つための熱帯農業の研究ということになっているから、日本に存在しない作物の研究には制約があるのかも知れない。更に、例えばトウモロコシのように日本に技術ソースはあっても、これを何千ヘクタールというプランテーション方式で行なう場合の栽培技術は日本には存在しない。

技術ソースが日本に無い場合の手取り早い対策は外国にこれを求めることであろう。これには留学や研修によって日本人に技術を修得させる方法と外国人を備う方法とがある。外国企業との技術提携の例は日本企業のプランテーションにも若干の例がある。

国際協力事業団が前述の民間プランテーションに技術指導を与える場合にも、専門家が国内では求め難い場合には外国人を備うことも考えられる。

政府が外国人を備うことは、古く明治初期の「お備い外国人」の例に遡らなくとも、戦後、例えば愛知用水ダムの建設、或いは、東北地方の酪農振興に例があるし、現に事業団と同じような政府機関たるアジア経済研究所では外国人を職員として使っている。

しかし、問題は専門家を備うだけでは解決しない。技術ソースとなる試験、研究のための施設が必要である。熱帯農業の研究施設を日本国内に持つことは殆ど無意味である。熱帯農業研究センターは沖縄に施設を持っているが、これとて内地よりは幾分熱帯に近いというだけである。私は数年前に農林省の委嘱を受けて、東南アジアに熱帯農業研究センターの施設を持つことができるかどうかを調べに行ったことがあるが、「日本の農業に役立たせるための研究」を行なう日本政府の施設を外国領内に設置することは困難なようであった。

わが国の海外農業開発協力には政府協力、民間協力があり、更に民間協力を支援する政府の協力がある。その種々の形の協力が一地域に集中しているインドネシアのランボンの事例で見ると、ここでは三井 三菱 伊藤忠の三商社が夫々プランテーション事業（トウモロコシ、ケナフ、ヒマ等）を行なっており、これらの事業に対して海外経済協力基金の融資が為されている。更に同基金はこの地域のメイズ輸送道路の建設のためインドネシア政府に対する借款を与えることになっている。

また、国際協力事業団はこの地域に対する農業技術協力のため十数人の専門家を派遣し、相当大量の機材を供与している。

ところが、上記の民間三社の間にも、ダバオの Twin River 研究所のような共同の技術ソースはないし、また、民間プランテーションと事業団の技術協力との間も、少くとも建前上は無関係である。勿論同じ地域内に働く日本技術者として「教えられたり教えたり」の隣組的交流はあるがランボンのように日本の協力が集中している地域では、もっと組織的な官民合同の技術ソースの確立を図ることが協力の効果を増大する上に必要なことであり、それは、また、他の地域における開発協力にも役立つであろう。

話がダバオからランボンに飛んだが、これは私が過去何回もランボンを訪れており、また、近々経済協力基金の委託による同地域の農業開発に関する調査団の団長として出張する予定なので、心が既にランボンに飛んでいるためであろう。来月（3月）は、ランボンでこの技術ソースの問題もじっくり考えて見る積りである。

「海外農業開発」講座ご案内

主催 海外農業開発協会

☆「南ベトナムの現状と将来」

講師 渡辺幸治氏（外務省参事官、前南ベトナム臨時代理大使）

2月20日（金）午後3時30分～5時 経団連会館906号室

☆「マレーシアにみるオイルパーム」

講師 斉藤一夫氏（大東文化大学教授）

3月17日（水）午後1時30分～4時 アジア会館2A会議室

海外農業開発に不動の体制

㈱小松製作所海外事業本部
開発協力部 専門部長

小林 順造

小松製作所が行なう海外農業開発事業は、3つに大別される。それは①同社の製品を海外へ輸出し、それが商業ベースで調達され、農業開発事業に使われるケース。また、世銀、アジ銀等の国際金融機関が援助し、多国間あるいはGGベースで途上国の農業開発事業に機械が使われる場合、これは通常商業ベースでもって売買される②同社が自ら資金を投入、あるいは客の要請に基づいて、技術専門家を派遣し、設計から営農実施面までの指導、協力をする③新規の農業開発事業を創出する——である。同社は、今日わが国の建設機械のトップメーカーとしての地位をゆるぎないものになっているが、戦前、戦後を通じて農業機械の生産を柱にした国内外の農業開発事業にも積極的な取り組みをしてきた。故河合良成会長の「民族が生きていくための最大のベースは農業開発である」とする考えが、いぜんとして同社の中に強く脈打ち、海外農業開発のオーソリティを自負してやまない。そこで同社の海外農業開発事業のうち、上記した②と③を中心にして話をきいた。

わが社に開発協力部ができたのは、一昨年の10月で、これ以前は「部」という存在でなく営業をサポートする範囲にとどまっていた。開発協力部は以下のような順序で開発協力事業に取り組んでいる。

□ 全てはビフォアサービス □

まづ、調査段階での仕事は、3つの内容に大別される。①は、わが社自らが現地の何も

ない処に飛び込んでいって、新規の産業を起せるかいないかの調査を行なう。②は、客の依頼で調査指導をする。途上諸国で農業なり林業の調査活動をする場合、それなりのレギュレーションに添った手続きが必要になるし、こちらから持っていく装備あるいは人員その他調査活動を推進するうえでの準備がある。客からこれらの問題処理について要請があれば、その範囲で協力していく。③は世界に散らばっている私共の出先機関、小松の製品を販売してくれる大手商社、海外のユーザー、ディーラー等からの情報を整理して必要な客に流す



パプアニューギニアでのアクセスロードの建設（軟弱地でのウッドマット工法）

といった情報調査。

以上の事業をみる限り、コンサルタントを業としている企業と変るところがないが、違うのはビフォアサービスを行なっているという点である。ズバリ言ってこれにかかる費用はいただいていない。調査の次は相手国で事業を行なう場合に生じる設立手続に関する協力である。例えば日本の企業が途上国で仕事をするには、国内の基金、輸銀、国際協力事業団、あるいは5省（外務、通産、大蔵、経企庁）等に対する申請から認可までの書類作りが必要になる。相手国政府に対しても、法律、政令等の諸規則に合った手続きをふまなければならない。そこで客からの要請があれば、直接文書の作り方から事業稼働後の損益計算までの手伝いをする。

開発事業への着手が決まれば機械の調達段階に入る。勿論、開発用の機械は自動車、農耕用のハンドトラクター、ビニール、パイプ、ポンプ等多種にわたり、わが社の製品ばかりではないので、これも客の依頼があれば、機種を選定、数量、規格等、調達に必要な計画を手伝う。これが終っ

た段階で船積み、出荷になるが、非常に難しいのは現地での陸揚げ作業である。大きな町であれば港も整備されているようが、農業開発を行なうような場所は、へき地が多い。そこで1つの港で税官吏を乗せ、数百キロも海岸なり川を錯行し、その先はボンツーンのようなものに機械を移しかえて目的地に到着、揚陸させる。

この他に現地で仕事をする人達に対し、ベージック、アプリケーションの順序で3カ月から2年間にわたり、トレーニングを行ない、この後に本格的な仕事に入っていく。

最初に手がけた海外農業プロジェクトは、1964年から66年にかけてインドネシアのマルク州セラム島で行なった砂糖生産プロジェクトであった。これは当時のスカルノ大統領が大統領命令で指定した3つの糖業開発プロジェクトのうちの1つで、インドネシアの国営糖業公社と生産分与方式によるアグリーメントを結び、日本の民間4社が参加して推進したものである。4社のそれぞれの受け持ちは、わが社が農場開発、富士製糖がキビの生産実務、大成建設が製糖工場の建設、荏原製作所

が工場の機械製作と納入 ― であった。本プロジェクトには、経済協力基金、市中銀行からの融資をおおぎ、30 億円弱の機械、資材等を投入、先遣隊 10 人のうちわが社から 7 人もの技術者を送って計画の実現を期したのだが、「9・30 事件」の発生で 2 年目にして引き揚げを余儀なくされた。この間、わが社の技術者は 140 台にもおよぶ機械を上陸させ、約 800ha のジャングルを切り拓き、そこに 450ha の畑地、20 km の道路、600 人の労働者を収容するキャンプ等を完成させている。それだけにスハルト大統領による本プロジェクトの中止命令は残念このうえない。インドネシア側が中止にふみきった最大の理由は、政変による極度なインフレで財政が危機に瀕してしまった点にあるとみられる。

□ 苦しかったサゴヤシ調査 □

このプロジェクトを契機として今日まで多くの海外農業プロジェクトを民間各社の依頼で手がけてきたが、パプア・ニューギニアでのサゴヤシ調査は私どもが世界各地で行なってきたどんな農業調査よりも苦しかったことで記憶される。同国のセピック川下流流域 200 km ほどのところには世界の 3 大スワンプ地帯の一つに数えられる広大なスワンプがあり、推定 160 万 ha にもおよぶサゴヤシが原生林を形成。このサゴヤシからとれる澱粉量は相当なもので、他の澱粉作物の比ではない。ここではサゴ澱粉の生産可能性を調査したわけだが、場所が場所だけに陸地で行なう通常の農林業調査よりも 5.6 倍の労力を要した。というのは、サゴの原生林であるスワンプに到達するため、何回となく川幅 1,000 - 1,500 m もあるセピック川を小船で動き回らなければならない。原生林の中に足を踏み入れてからは、さらに大変である。膝ま

でズブズブとぬかるし、枯れたサゴヤシの葉が一面に落ちていて、その葉についている 5 - 10 cm の長さのトゲがささる。蚊や蛇、加えてワニも多いので、これらから身を守るための神経も常にかう。このような悪条件の中でサゴヤシの 1 本、1 本の太さと丈を測る作業を続けたのであった。本調査は結果からすると実らなかったが、2 つの点に意義を見出せる。第一は、サゴヤシの性状等についての研究ができたこと。これはサゴヤシを紹介する資料が殆んどない実情からみて、文献的な価値をもつ。第 2 は、サゴヤシ澱粉の生産を工業化していくうえで生じる人的機能面での問題把握ができたこと ― である。

新規に創出するプロジェクトでは、現在、農業を振興させるための学校設立案をアルジェリア政府に提出し、検討をねがっているものなどが、その例にあげられよう。これは座学 2 カ年、実地 3 カ年位の期間を通じ、機械を活用した開墾から農業生産までの技術を習得する、卒業生は学生時に開拓した地域へ入植し、引き続き農業を営むという、いわゆる産学共同方式をもって推進しようとするものである。

この種の開発構想は、東南アジア地域でも 1・2 相手国側の要請に基づき、直接面でコンサルティング的な協力をしてきている。また砂漠緑化のための機械を開発するといった間接面での協力も砂漠地帯の農業を発展させるうえでの大きなテコになるので、新製品の開発テストを国内はもとより、イラン等の地域で独自に続けている。

最後にわが社が行なっているこれらの事業は、前述したようにあくまでもビフォアサービスであるということを再度申し添えておきたい。たとえば買う機械が 1 台、2 台であっても客である。ビフォアサービスからアフターサービスにいたるまでリフトウェアの面で協力してこそ、我々の部の存在意義があるといえよう。（談）

食糧不足に関する

一アジア人の見解

「FAO」アジア極東地域事務局長

D・L・U・M・A・L・I

食糧不足は、人口増と裏腹な関係にある。—

“食糧危機”が論じられるおりに決って指摘されるところだ。また、その急激な人口増が発展途上諸国に片寄っている結果、常に先進工業諸国から説教され、非難されるのがこれら諸国である。だが、途上諸国にも言い分はあろう。ここに掲載するウマリ・FAOアジア極東地域事務局長（フィリピン人）の考え方は、必ずしも途上国側を代表するものではないが、途上国側の人間として、食糧不足問題への見解およびそれへの対応策を示している点で興味深い。

先進国が創った神話

石油危機以後、食糧問題が世界的にクローズアップされてきている。それらの見解は、大別すると二つに整理される。①つは、食糧不足は苛酷な人口圧迫の結果である。②つは、一般的食糧不足は常に存在する — という考え方だ。

私は、人口増加によって加重される圧迫を割りきして考えようとするものではないが、上述の二つの見解は共に“神話”だという解釈をしている。たしかに人口増の比率は食糧生産量をはるかに上回るが、人口調節だけで飢餓を自動的かつ永久に駆逐できるとは思えない。また食糧不足についても、ただ「不足」という言葉だけで表わすのは当たらない。生産される食糧を世界の全ての人々へ均等に配分するならば不足という言葉は消えてしまうからである。

アメリカでは、1940—1972年の期間に一人当りの牛肉消費が2倍にも伸びている。他の先進工業諸国の需要増も著しい。これは何を物語っているか。一ポンドの肉を生産するには、4～7ポンドの家畜飼料を使わなければならない。ステーキやローストビーフの料理上の美点がどこにあると、肉生産のために、飼料用として多量の穀類を消費している事実が、穀類すら満足に得られない多くの人々をつくりだしている。われわれ食糧不足国の飢えた人間は、当然のことながら経済的に貧しいので、食糧として肉を買い付けることなど不可能に近い。従って、われわれは富裕国の豚や牛あるいはニワトリと食糧獲得のための競争を不本意ながら強いられているのである。これは、兵器競争と同様に、致命的な食糧競争の引金を引いたことを意味しよう。

アメリカの穀物生産高の約60%，年間約140

万トンが家畜の飼料用に向けられているという一つの事例が、今日先進工業諸国で言われている「食糧危機」の意味を明確に示しているように思われる。しかし、食糧をいかに得るかは、単に金の問題よりも人道的な側面の方に比重をおいて対処策を講じるべきであろう。

一人当たりの年間穀物消費高

(単位=ポンド)

	1964~ 66年平均	1972~ 74年平均	増加率 %
アメリカ	1600	1850	16
ソ連	1105	1435	30
EC	900	000	11
日本	530	620	17
中国	420	430	2
開発途上国 (中国を除く)	370	395	7

□ 軽視された熱帯農業 □

ひるがえって、多くの発展途上諸国で慢性的、あるいは頻発して起る食糧不足の原因を知る意味で、一つの側面からスポットをあてその克服策を考えてみたい。その視点は、富裕国によって決められた優先序列の中で、熱帯農業が軽視されてきたことだ。過去80年にわたる研究様式、生産計態を分析すれば、先進工業諸国へ輸出するための換金作物に開発の重点が置かれていたことが明確になる。

特に開発途上諸国が植民地化されていた時代には、一部を除いてコーヒー、茶、ココア、アバカ砂糖、ココナツ、棉花 — 等の作物は、先進工業諸国の工場向けに生産されてきた。先進工業諸国側では、これらの生産物を加工、販売すること

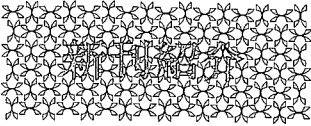
で莫大な利益をあげ、それをもって再び開発途上諸国で生産される穀物を買ひあさる。これは、食糧は、開発途上諸国から購入する方が安上りで、効果的であるとする先進工業諸国側の独断によってすすめられたものである。

過去の経験がわれわれに教えるのは、先進工業諸国だけに利を与えるような、仕組みを放棄する以外にないということだ。その方策は、工業諸国に真似のできない生産体系を早く確立することであろう。われわれは、自分たちの土地に合った技術を必要としているが、それは次のようなものである。

- 1) トラクターは必要である。しかし、われわれの最も必要とするものは、おそらく100万頭余りの水牛の遺伝能力に対する研究の援助であろう。これらは東南アジア地域における生きたトラクターである。水牛は錯びつかないし、部品や燃料購入のための外貨も必要としない。
- 2) われわれは、農薬を買いたがっている。しかし、煙草、除虫菊、デリスのような駆虫剤の植物原料開発のためのプロジェクトづくりも忘れるべきでない。
- 3) 温帯諸国でのニワトリ品種の生産記は、われわれにも深い関心をもたせる。

しかし、アヒルや地ドリのように、熱帯の環境に適応した放飼鶏適品種と能力向上の再発見に必要なプロジェクトの立案計画が優先されるべきであろう。

- 4) 資源の一部は灌漑用ポンプの購入に仕向けることができる。しかし、地域の70%は天水田畑だ。作物の栽培にあたって、水の貯水保全方法、天水農業に対する開発基金を設けることは無駄なことではない。



「インドネシアの米」

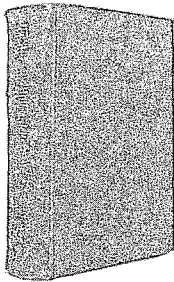
本岡 武 著

創文社刊・A5判・372ページ・4500円

インドネシアの近年における米の増産は注目に値する。それは特に米の自給達成を最重点とした第一次五カ年計画以降に顕著である。

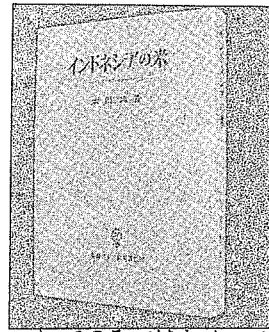
本書は、その副題が示すように、第一次五カ年計画から引きつづきインドネシア政府が強力に推進しているBIMAS（集団指導）計画を中心とする米増産の経過を詳細に記述、分析したものである。

ビマスについては、その一時期に三井、三菱、日棉の三商社がスイスのチバ、西独のヘキストと共に民間協力として参加していたので、日本でも比較的よく知られているが、本書はこの外国企業参加のビマス（ビマス・ゴトンロヨン）の功罪についても客観的な評価を行なっている。



ここ数年、東南アジアを主に熱帯作物の栽培に関する文献が多く世にでてきている。しかし、その一つひとつを注意深く読めば、現在出されているものが、以前の資料、文献に比べて必ずしも全面的に優れているとは言いがたい点に気付く。栽培の基本は昔も今も同じだからである。品種改良を除けば、土地改良、灌漑・排水施設の完備、肥料の導入、機械化——等の外的要因をもつてのアプローチ以外にない。

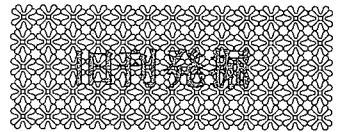
従って本書は刊行が昭和10年という古い時代のものであるが、今日でもその内容において腐ることなく、十分に活用できる熱帯作物の栽培文献として推薦できる。本書の特徴は、広く熱帯作物を



本書は米についてのみではなく、インドネシア農業を理解するのに有益な著作であり、特に同国の農業の今後の展望は、インドネシアに対する農業協力を考えるのに役立つであろう。

著者は農業経済学者で京都大学東南アジア研究センター教授であるが、現在は、京大教授の身分のままでローマのFAO本部に勤務している。教授の東南アジア農業の研究は長年にわたっており東南アジア農業開発論（1968年、京大東南アジア研究センター発行）の旧著がある。

1968/70年間にはアジア開発銀行の派遣でインドネシア農業省の顧問としてジャカルタに在勤した。今回の著書はそれ以来続けられた研究の成果と見られる。（O）



『南洋の栽培事業』

南洋栽培協会編

昭和10年刊・A5判・1123ページ

学問的に網羅、分類して紹介すると同時に実際に農業経営を手掛けていた当時の農園における各作物の経済効果等についても詳細にふれている点であろう。また多くの統計および写真が収録されていることも当時を知る意味で貴重な資料としての役割を果たしている。内容の大要は前編が①気象②土木③建築④度量衡大意。中編が①ゴム②樹脂③染料植物④有用材⑤ヤシ類⑥繊維植物⑦薬用植物⑧香料⑨養鶏⑩畜産。後編が①熱帯の衛生及び栄養②エステートに関係ある法規類摘要③金融と為替事情——等である。

本書の執筆には、戦前熱帯農業の専門家として著名な照屋全昌氏があたっている。（K）

海外農業開発関係資料（２）

- ①「澱粉作物キャッサバについて（東南アジアの畑作を考える）」５０・３ 国際協力事業団
- ②「フィリピンの木材産業（輸入調査シリーズ５０）」５０・３ 日本貿易振興会
- ③「フィリピンのコブラ・ヤシ油市場調査（同シリーズ５１）」５０・３ 同振興会
- ④「ブラジル農業開発協力事業基礎調査報告書」５０・７ 国際協力事業団
- ⑤「中近東地域農業協力プロジェクトファインディング調査報告書」５０・７ 同事業団
- ⑥「インドネシア・ランボン農業開発プロジェクト専門家（土壌・肥料）報告書」５０・８ 同事業団
- ⑦「農業普及に係わる巡回指導調査報告書（インド・ダングカラニア農業開発協会，ネパール農業開発協力）」５０・８ 同事業団
- ⑧「海外農業水利開発計画の手引き（アジア編）」「同手引き（アジア編第２部国別各論）」５０・８ （社）農業土木学会
- ⑨「昭和４９年度日中農業技術交流団報告（水稻栽培班）」５０・８ 農林省農林経済局
- ⑩「フィリピン共和国カガヤン・バレー地域農業総合開発調査報告書」５０・９ 国際協力事業団
- ⑪「スリランカ・デワフワ村落開発計画エバリュエーション調査団報告書」５０・１１ 国際協力事業団
- ⑫「マレーシア稲作機械化訓練計画エバリュエーション調査団報告書」５０・１２ 同事業団
- ⑬「タンザニア・キリマンジャロ地域総合開発調査団報告書」５０・１２ 同事業団
- ⑭「中国の柑橘類および柑橘類缶詰のコンサルタント調査」５０・１２ 日本貿易振興会

「海外農業セミナー」バックナンバー

（４６年６月号）

アジア各国に対する日本の農業協力の現状

大戸元長

インドネシアのとうもろこし栽培

浦野啓司

南方諸国のとうもろこし栽培

上条盛雄

ベトナムの教育とカントウ大学農学部に対する教育協力

宮山平八郎

（４６年７月号の１）

タイ農業の論理と今後の課題

長谷川善彦

砂漠・半砂漠の農業

西川五郎

マリンジア，マスク，バハギア（マレーシアのイネの育種）

川上潤一郎

原敬造

30 熱帯林業の情勢

（４６年７月号の２）

熱帯畜産と熱帯牛

宇佐美博

（４６年８月号）

かんがいの世界史

福田仁志

東南アジア新興国の農業経営と農業協力の考え方

菅原道太郎

熱帯圏における衛生事情

高橋功

坂田種苗園場見学記

編集部

（４６年９月号）

熱帯土壌の特性

藤原彰夫

F A O の農業長期見通し

渡部哲男

熱帯降雨林

植松真一

アマゾンの開発とコショウ栽培

寺田慎一

(46年10月号)

熱帯多雨林の樹木作物	西村昌造
グリーン・レボリューション	山田登
東南アジア諸国の土地制度	滝川勉
熱帯農産物の貿易	逸見謙三
熱帯飲料作物	長戸公

(46年11月号)

フィリピンの農業と農業機具	坂井純
ジャワの農業と農村のしくみ	小室英一
文化大革命を経た中国農業の展開	川村嘉夫
中近東諸国におけるやさい園芸の問題点	篠原捨喜

(46年12月号)

熱帯の飼料作物	江原薫
熱帯地域において稲をはじめて作る場合の着眼点	佐藤幸平
キリマンジャロ山麓地方の農業開発について	最上章

(47年8月号)

タイ農業機械化の諸問題	鎗木豪夫
開発途上国の経済開発	紙谷貢
熱帯畜産と家畜衛生	田中良雄
フィジビリティースタディの概説	鈴木清

(47年9月号)

バングラデシュの近況と農業問題	桐生稔
ネパールの農業	島田輝男
アジア農業の生産性	尾崎忠二郎
熱帯果樹について	岩佐俊吉

(47年10月号)

農業技術協力における人間関係	中根千枝
インドにおける稲作の動向	森田潔
東南アジア農業に望ましい農機具	岸田義邦
熱帯の養蚕	勝又藤夫

(47年11月号)

ヤシの植栽について	佐藤孝
技術協力における椰子の総合開発について	辻薦
熱帯林の開発輸入作業	大谷滋
東南アジアの野菜について	江口庸雄

(48年7月号)

農業協力は逆立ちしていないか	岩田喜雄
海外農業協力の考え方	加賀山国雄
熱帯畜産の問題点	海老名六郎
水田用水を主とするアジアの水問題	狩野徳太郎
熱帯における農園開墾と管理および土壌保全について	中田昌卯
熱帯地域の作物害虫	畑井直樹

(48年11月号)

熱帯の稲作	今井降典
世界的異常気象とグリーンレボリューション	齊藤一夫
スマトラ・ランボンにおける農業開発	大畠幸夫
私の華僑小試論	戴国輝

(49年4月号)

乾燥地帯に分布するアルカリ土壌の開発利用	最上章
日本青年海外協力隊の今後の課題	伴正一
メコン河の総合開発計画(とくに農業を中心として)	武田健策
開発途上国における農業技術普及論	中田正一

「海外農業セミナー」は、旧(財)海外農業開発財団が主催した海外農業セミナー総合コースでの講演をまとめた通信用テキストである。

海外農業開発

第 2 号

1976. 2. 15.

定価 450円

発行所 社団法人海外農業開発協会

発行人 岩田喜雄

編集人 鮫島正義

〒107 東京都港区赤坂8-10-32

アジア会館内 TEL(03)478-3508

印刷所 AP企画

TEL 431-0717